

撤回へ、府民共同を

「教育基本条例案」

1 「子どものための教育」から、「特定の政治勢力・財界のための人材育成」に

（1）侵略戦争を正当化する、「愛国心教育」のおしつけ

「大阪維新の会」をはじめ、まさに「戦争はこの間、府内各地する人へり」をねらうで、日本の過去の侵略うものです。維新の戦争を「正義の戦争で、会、自身が「条例案」を「たとえ正当化」のねいを「戦後レオンを賛美する教科書」ム（すなわち憲法採択にのびていま、制を大阪から奪えす。「条例案」が掲げると「記責言」述べる「愛国心に溢れる人、ています。条例制定の材」は、これと一体の、ねいのは憲法9条改憲ものであり、戦前よと、体の「戦争する人」に特定の価値観を教「」にありま。

〈今、求められるのは〉
大震災の経験からも、一人ひとりの命の大切さ、かけがえのなさが改めて問われています。特定の政治勢力に従う「人間づくり」ではなく、個人の尊厳が本当に大切にされる教育こそが求められています。

（2）一部のエリート育成と切りすて教育を徹底

学校選択制導入
その中心は、小中学校に学校選択制を導入す。条例案は、学校に、平等な教育を保障し、下け、エリート選別と切りすての教育を徹底してよつています。義務教育制度を破壊す

〈人間的なつながりを育ていく教育を〉

今、求められるのは地域コミュニティの拠点としての学校です。震災時には、ほとんどの学校が避難所となります。学校を序列化し、遠距離通学を増やし、地域の学校をこわす「条例案」は許されません。今、大震災を機に、「人と人とのつながりの大切さ」が、痛感されています。人は協力し合い、支え合うことで未来への展望を見出すことができます。今、求められているのは、「条例案」のように、子どもをばらばらに切り離して競争させ、自己責任論をおしつける教育ではなく、人間的なつながりを育ていく教育です。

誰のための「教育」か？

「民意」とは、財界・大企業

「教育基本条例案」は、特定の政治勢力が教育に直接介入し、公教育を破壊する、極めて重大な問題をもっています。「大阪維新の会」は、条例案を「民意の反映のため」と強調していますが、その内容は、すべて財界が強く求めている愛国心教育と、エリート育成の教育です。「民意」とは財界の要望であり、府民が求めているものではありません。教育の主権者は、父母・府民です。貧困と格差の広がりの下で、今、大阪の教育に求められるのは、子ども・父母の願いをしっかりと受け止め、共に教育をつくり上げていくことです。そして全国最低レベルの教育条件を改善することです。

2 政治が、教育に全面介入

教育委員会の頭越しに、「知事が学校教育目標の設定」など政治が教育に、全面的に介入して、制度をねらっています。これは、明らかに教育への「不当な支配」であり、憲法違反です。

〈子どもと教育の自主性を守る教育行政を〉

戦後の教育委員会制度は、戦前の教育が政治に支配され、侵略戦争推進の道具にされたことを反省し、教育の自主性と政治的中立性を守るため独立した行政委員会として設置されています。真の民意の反映には、公選制から任命制に切り替えられ、民意を反映させるべくしている現行の教育委員会制度を公選制に戻すなど、政治から独立させた改善、改革をすすめる必要があります。

3

処分、免職の脅しで、学校と教職員をいいなりに

（条例案）
・教職員は、府教委の決定、校長職務命令に従うこととなる。校長職務命令違反は、懲戒の対象となる。また、校長職務命令違反は、懲戒の対象となる。また、校長職務命令違反は、懲戒の対象となる。

〈教育に命令、強制はなじまない〉

教育には、何よりも真理・真実が求められます。そして「何が真理であり、真実であるか」は、時の政治権力や多数決で、決めることはできません。真理・真実に基づくためには、政治権力にも、暴力にも、金力にも左右されない「学問・研究の自由」が不可欠です。憲法23条はこれを保障し、教員が時の政治権力の支配に服することのないよう保障しています。そして子どもの人間的な成長・発達には、子ども自身の理解と納得によってすすむものであり、この点でも命令、強制は教育になじみません。

労働基本権の全面回復を



長時間過密労働に歯止めとなる協約締結を

日本の公務員は、欧米の公務員と異なり労働基本権が制約され、民間労働者のように賃金や労働条件を労使交渉やストライキなどによって決定する仕組みを持っていません（現在はその代償措置として人事院「委員会」勧告制度があります）。

- 私たちは、労働基本権の全面的回復をもつ（労働基本権の回復を求める）請願署名、政府との交渉、国際機関への働きかけなどをあらゆる手段を講じてまいります。日本政府はILO（国際労働機関）から労働基本権の勧告を受け、よりよく労働基本権の回復を含む「公務員制度改革関連法案」をとりよめる、国会に提出しました。法案をめぐり、全労連（全教）は交渉・協議を行い以下の到達点問題点を明らかにしました。今後、国会の審議動向も注視しつつ、大阪府段階、各市町村段階、そして各職場段階の労働基本権回復に向けての主体的な運動が重要となってきます。

Q&A (現在提案されている法案が制定されたら)

- ① 学校長が組合からの団体交渉（職場交渉）を拒否したらどうなりますか。
「不当労働行為」となり罰則を受けます。また学校長としての権限の放棄と見なされます。
*ただし多くの権限を持つ学校長との関係は、対立関係にとらえず、共同して学校づくりをすすめる、対等の関係と大教組は考えています。
- ② 一人分会ですが、何ができますか。
多数を占める分会と同じことができます。校長先生と交渉できる権利を持つのは組合だけです。未組合員の方は、組合員に権利を委託していることになります。職場の要求を集め、堂々と交渉して下さい。
- ③ 複数の組合がある場合、労働協約の内容が違ったものになったらどうなるのですか。
それはあり得ません。そうならないように調整する責任は、校長（教育委員会）にあります。

介護に係る早出遅出勤務 (2011年9月1日実施)

■対象
日常生活を営むのに支障があり介護を要する親族（被介護人）
■始業及び終業の時刻
〈学校関係〉
昼間過程について、始業は始業時刻より15分前、終業は終業時刻より45分後

例)通常の勤務時間が8:30～17:00の場合
①午前8時15分～午後4時45分
②午前8時45分～午後5時15分
③午前9時00分～午後5時30分
④午前9時15分～午後5時45分

東大阪市教育委員会 侵略戦争美化、国民主権の憲法原則蹂躪の

育鵬社版「中学校公民教科書」採択!

一地元での学習抗議集会に100名の熱気一

今回の中学校教科書採択では、改悪教育基本法や新指導要領実施という情勢を受け、日本教育再生機構（教科書改善の会）、日本会議などの右派勢力が育鵬社・自由社

核兵器のない世界へ

核兵器のない平和で公正な世界へ、原水爆禁止世界大会が、8月3日～9日広島、長崎で行われました。広島大会は2000人、長崎大会は8000人の参加があり、大教組は長崎大会に代表団39人を送り、青年は23人、初参加は14人でした。「青年のつどい」「全国教職員のつどい」「女性のつどい」などにも積極的に参加しました。

原水爆禁止2011世界大会～長崎
大教組代表団のみなさん～世界大会会場前で

中島 寿香さん (府障教)

「無言」の中の言葉に
特に分科会では被爆者訪問に参加し、当時8歳だった方のお話を聞かせて頂きました。この方が体験を語り始めた最初の言葉が「被爆体験を話すことは、人生の汚点を話すことと同じです」でした。この言葉がとても重く、簡単に話が終わると思っていた自分の軽さは何とも言えない気持ちになりました。実際、話の中でその当時の内容が少なかったのですが、話のない無言の中に語っているものが沢山あるのだと思います。この方との出会いが、今回感じたい気持ちを無言にしたい気持ちに、戦争・原発をはじめ、戦後を学び、それらを伝えていきたいと思っています。

